

被処分者の氏名又は法人名称	間嶋 孝
登録番号又は法人番号	9 3 3 3 0 4 4 6
所属する単位会	岡山県行政書士会
事務所名称	間嶋行政書士事務所
事務所所在地	岡山県岡山市一宮 7 3 番地 1 グリーンパレス A-201
処分年月日	令和元年 1 1 月 2 2 日
処分内容（種類）	法第 14 条第 2 号の規定による 1 月間の業務の停止
上記処分をした理由	<p>行政書士である間嶋孝は、平成 28 年 11 月 1 日に広島入国管理局へ行った在留資格認定証明書交付申請について、自らの業務の遅延を糊塗する目的で、申請受理票の申請日及び在留資格認定証明書不交付通知書中の申請日を同年 9 月 30 日に改ざんし、当該在留資格認定証明書不交付通知書の結果通知日についても、平成 29 年 3 月 13 日であるところを同月 30 日に改ざんし、これらの写しを顧客に対して交付した。</p> <p>また、平成 30 年 5 月 18 日に広島入国管理局へ行った在留資格認定証明書交付申請について、自らの業務の遅延を糊塗する目的で、申請受付票の申請日及び入国審査官認証印の日付を同年 4 月 20 日に改ざんし、これを撮影した電子画像ファイルを顧客に対して送信した。</p> <p>このほか、当該行政書士の事務所に対して法に基づく立入検査を実施したところ、行政書士が備えるべき帳簿の不備、領収証の不交付及び事務所への表札の掲示義務に違反していることが認められた。</p> <p>以上のことは、次のとおり法令違反があったものと認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第 9 条第 1 項に規定する帳簿の備付義務に違反した。 (2) 法第 10 条の規定に違反し、行政書士の信用及び品位を害する行為を行った。 (3) 法第 13 条並びに岡山県行政書士会会則第 78 条及び第 79 条の規定に違反し、行政書士の品位を害した。 (4) 行政書士法施行規則（昭和 26 年総理府令第 5 号）第 2 条の 14 第 1 項の規定に違反し、事務所への表札の掲示を怠った。 (5) 行政書士法施行規則第 10 条の規定に違反し、領収証を交付しなかった。
上記処分の根拠となる法令	法第 14 条第 2 号